

# 兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第17号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（自然環境課）	1
○ 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●環境の保全と創造に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第23号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、市が特定の区域について環境の保全と創造に関する条例に基づく緑化基準を定めることができるようにすること等関係規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 環境の保全と創造に関する条例施行規則
- 2 兵庫県立自然公園条例施行規則
- 3 兵庫障害者職業能力開発校運営規則
- 4 農地等の権利移動の許可手続等を定める規則
- 5 特別緑地保全地区内における行為の許可手続等を定める規則
- 6 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則
- 7 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則
- 8 認定こども園の認定手続等を定める規則

### ●兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

尼崎西宮芦屋港、東播磨港、姫路港、赤穂港、湊港、室津港、津居山港及び柴山港において岸壁等の整備等を行ったことに伴い、岸壁等の使用制限重量を定める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

環境の保全と創造に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第23号

#### 環境の保全と創造に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成8年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第42条の2の2中「別表第18」を「別表第19」に、「又は前条第1項」を「、第42条の2第1項又は前条」に改め、同条を第42条の2の3とし、第42条の2の次に次の1条を加える。

(敷地の緑化基準の地域準則)

第42条の2の2 工場立地法第4条の2第2項に規定する市準則が適用される区域における条例第118条第1項に規定する規則で定める工場等の敷地の緑化基準及び条例第118条の2第1項に規定する規則で定める建築物(同法第2条第3項に規定する製造業等に係る工場等である建築物に限る。)の敷地の緑化基準については、市は、別表第18に規定する緑化基準地域準則の範囲内で、第42条第1項又は前条第1項に規定する緑化基準に代えて適用すべき緑化基準を定めることができる。

別表第13 1の項行為の欄1の(6)中「こう配」を「勾配」に改め、同欄1の(10)中「付帯する」を「附帯

する」に改め、同欄2の(1)のア中「給餌台<sup>じ</sup>」を「給餌台」に改め、同欄2の(1)のケ中「こう配」を「勾配」に改め、同欄2の(1)のチ中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改め、同欄2の(1)のヌ中「こと」を「こと(」に、「(ウ)まで、」を「(ウ)まで」に改め、同欄2の(3)のエ中「国立又は公立の大学」を「公立の大学(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。)」に改め、同欄2の(6)の2のク中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同欄2の(9)中「付帯する」を「附帯する」に改め、同表2の項行為の欄2の(3)のイ中「国立又は」を削り、同表3の項行為の欄2の(7)、4の項行為の欄1の(3)及び2の(4)並びに5の項行為の欄1及び2の(5)中「付帯する」を「附帯する」に改め、同表6の項中「たい積する」を「堆積する」に改め、同表7の項行為の欄8及び8の項行為の欄7中「付帯する」を「附帯する」に改め、同表9の項行為の欄1及び2の(1)のウ中「こう配」を「勾配」に改め、同欄2の(2)のオ中「第2条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務」を「第2条第1号に規定する放送の業務」に改め、同欄2の(2)のカ中「電源開発促進法(昭和27年法律第283号)第5条に規定する電源開発等」を「電源開発等(水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備をいう。)」に、「第2条第8項」を「第2条第10項」に改め、同表10の項行為の欄1の(5)中「付帯する」を「附帯する」に改め、同欄2の(2)のオ中「沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第3条第1項に規定する沿岸漁場整備開発計画」を「漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画」に、「又は同法」を「又は沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)」に改め、同欄2の(2)のク中「第2条第1項第12号」を「第2条第1項第16号」に改め、同欄2の(2)のヌ中「よう壁」を「擁壁」に改め、同欄2の(3)のオ中「国立又は」を削り、同欄2の(9)のキ中「第2条第1項第12号」を「第2条第1項第16号」に、「第2条第10項」を「第2条第13項」に改め、同欄2の(9)のク及び(11)、同表11の項行為の欄1の(4)及び2の(7)並びに同表12の項行為の欄1の(3)及び2の(3)中「付帯する」を「附帯する」に改める。

別表第18中「(第42条の2の2関係)」を「(第42条の2の3関係)」に改め、同表1の部(1)の表及び(2)の表中「15パーセント」を「10パーセント」に、「10パーセント以上」を「5パーセント以上」に改め、同表2の部の表中「37.5パーセント」を「25パーセント」に、「15パーセント」を「10パーセント」に、「25パーセント」を「12.5パーセント」に、「10パーセント以上」を「5パーセント以上」に改め、同表を別表第19とし、別表第17の次に次の1表を加える。

別表第18 (第42条の2の2関係)

緑化基準地域準則

1 工場等の敷地における緑地の面積

(1) 新設の場合又は敷地面積の増加の場合

緑地の面積の敷地面積に対する割合は、次に定める範囲内で定める割合以上とすること。

第1種区域	20パーセント超30パーセント以下
第2種区域	10パーセント以上25パーセント以下
第3種区域	5パーセント以上20パーセント未満
第4種区域	5パーセント以上25パーセント以下

- 備考 1 「緑地の面積」とは、別表第15の1の部の備考に規定するものをいう。  
 2 「新設の場合」とは、条例第118条の規定の施行の日以後に事業所が設置される場合をいう。  
 3 工業団地内の事業所については、当該工業団地内に共通緑地があるときは、当該共通緑地の面積に、当該工業団地の全事業所の敷地面積の合計に対する当該事業所の敷地面積の割合を乗じて得た面積を、当該事業所の緑地の面積に算入することができる。

(2) 既設の場合

緑地の面積の空地面積に対する割合は、次に定める範囲内で定める割合以上とすること。

第1種区域	20パーセント超30パーセント以下
第2種区域	10パーセント以上25パーセント以下
第3種区域	5パーセント以上20パーセント未満
第4種区域	5パーセント以上25パーセント以下

備考 1 「緑地の面積」とは、別表第15の1の部の備考に規定するものをいう。

2 「既設の場合」とは、条例第118条の規定の施行の日前に事業所が設置されている場合をいう。

3 「空地面積」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積をいう。

(1) 都市計画区域内の事業所 敷地面積から当該敷地面積に建ぺい率を乗じて得た面積を控除した面積

(2) 都市計画区域外の事業所 敷地面積に10分の3を乗じて得た面積

2 市街化区域内の建築物の敷地における緑地の面積

緑地の面積の空地面積に対する割合は、次に定める範囲内で定める割合以上とすること。

区分	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	既設の建築物の敷地の場合
第1種区域	50パーセント超75パーセント以下	20パーセント超30パーセント以下
第2種区域	25パーセント以上62.5パーセント以下	10パーセント以上25パーセント以下
第3種区域	12.5パーセント以上50パーセント未満	5パーセント以上20パーセント未満
第4種区域	12.5パーセント以上62.5パーセント以下	5パーセント以上25パーセント以下

備考 1 「緑地の面積」とは、別表第15の1の部の備考に規定するものをいう。

2 「空地面積」とは、敷地面積から当該敷地面積に建ぺい率を乗じて得た面積を控除した面積をいう。

3 駐車区画の面積の50パーセント以上を芝生等の地被植物で被うことにより緑化することができる工法により整備する駐車区画については、地被植物で被われていない部分を含めて駐車区画全体の面積を緑地の面積とみなす。

4 建築物の敷地に太陽電池を設置した場合、その設置面積に2分の1を乗じて得た面積を緑地の面積に算入することができる。

5 建築物の敷地における緑地の面積について、建築物の敷地の緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該建築物の敷地において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。

3 備考

1及び2の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、工場立地法第4条の2第3項の規定により定められた区域の区分によるものとし、おおむね次に掲げる区域をいう。

(1) 第1種区域 住居の用に併せて商業等の用に供されている区域

(2) 第2種区域 住居の用に併せて工業の用に供されている区域

(3) 第3種区域 主として工業等の用に供されている区域

(4) 第4種区域 第1種区域、第2種区域及び第3種区域以外の区域

(兵庫県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 兵庫県立自然公園条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第1項中「第7条第3項の」の右に「協議書又は」を加える。

第3条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第4条の見出し中「同意」を「協議の申出」に改め、同条第1項中「同意又は」を「協議の申出又は同項の規定による変更の」に改め、「記載した」の右に「協議書又は」を加え、同項第1号中「申請者」を「申出者又は申請者」に改める。

第5条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第6条の見出し中「同意」を「協議の申出」に改め、同条第1項中「同意を得よう」を「協議を申し出よう」に改め、「記載した」の右に「協議書又は」を加え、同項第1号中「申請者」を「申出者又は申請者」に改め、同条第2項中「前項の」の右に「協議書又は」を加える。

第8条の見出し中「同意又は」を削る。

別表1の項行為の欄11中「防護さく」を「防護柵」に改め、同欄13中「こう配緩和」を「勾配緩和」に改め、同欄15中「給じ台」を「給餌台」に改め、同欄22の14中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

（兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部改正）

第3条 兵庫障害者職業能力開発校運営規則（昭和44年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条第5項」を「第16条第4項」に改める。

（農地等の権利移動の許可手続等を定める規則の一部改正）

第4条 農地等の権利移動の許可手続等を定める規則（昭和46年兵庫県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

（特別緑地保全地区内における行為の許可手続等を定める規則の一部改正）

第5条 特別緑地保全地区内における行為の許可手続等を定める規則（平成10年兵庫県規則第73号）を次のように改正する。

様式第11号（裏）の部及び様式第12号（裏）の部中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則）

第6条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表25の項中「43の部(2)の項ア」を「43の部(1)」に改め、同表26の項中「43の部(2)の項イ」を「43の部(2)」に改め、同表45の項を次のように改める。

45 削除	
-------	--

本則の表58の2の項中「82の部(17)の項コ」を「82の部(21)の項コ」に改め、同表59の項中「82の部(21)の項エ」を「82の部(26)の項エ」に改める。

第7条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表45の項を次のように改める。

45 条例本則の表67の4の部(2)の項に規定する規則で定める事務	1 障害者自立支援規則（平成18年兵庫県規則第48号。以下この項において「規則」という。）第3条の規定により知事が作成する書類（精神障害者に関するものに限る。）の交付に関する事務 2 規則第5条の規定により知事に提出される書類（精神障害者に関するものに限る。）の受理に関する事務
-----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

本則の表61の3の項を削る。

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務	農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
-----------------------	---------------------------------------------------------------

別表第2の5の項中「（昭和27年法律第229号）第3条第1項、」を削る。

(認定こども園の認定手続等を定める規則の一部改正)

第9条 認定こども園の認定手続等を定める規則（平成19年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「認定こども園の認定基準等に関する条例」を「認定こども園の認定要件等に関する条例」に改める。

第2条第2項第7号中「シまで」を「スまで」に改める。

第10条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

別表1(1)イ及び2(8)中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同表4の部(1)中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第13の改正規定、第2条中兵庫県立自然公園条例施行規則別表1の項の改正規定及び第3条の規定 公布の日
- (2) 第7条の規定 平成25年4月1日



兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第24号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1 尼崎西宮芦屋港の項中

「

西宮公共物揚場	-3.5	1.6
鳴尾木材港物揚場	-2	2
浜町公共物揚場 No. 1	-2.7	1.5
浜町公共物揚場 No. 2	-2	0.8

」

を

「

鳴尾木材港物揚場	-2	2
----------	----	---

」

に、

「

鳴尾耐震岸壁（北）	-10	3
鳴尾耐震岸壁（南）	-10	3

」

を

「				
	鳴尾耐震岸壁		-10	
			3	
」				

に改め、同表東播磨港の項中

「				
	新島4号岸壁		-10	
			3.2	
」				

を

「				
	新島4号岸壁		-12	
			3.2	
」				

に、

「				
	曾根物揚場		-4	
			3	
」				

を

「				
	曾根物揚場		-4	
	高砂物揚場		-3.5	
	播磨物揚場		-4	
	播磨1号岸壁		-5.5	
	播磨2号岸壁		-7.5	
」				

に改め、同表姫路港の項中

「				
	飾磨3号物揚場		-3.5	
	飾磨4号物揚場		-3.5	
			1.6	
			3	
」				

を

「				
	飾磨3号物揚場		-3.5	
			1.6	
」				

に、

「				
	入船町物揚場		-4	
	広畑3号岸壁		-14	
			3	
			3	
」				

を

「				
	入船町物揚場		-4	
	広畑1号岸壁		-7.5	
	広畑3号岸壁		-14	
	中島物揚場		-3.5	
			3	
			2	
			3	
			2	
」				

に改め、同表赤穂港の項中

「				
	千鳥岸壁 (2)		-5.5	
			2	
」				

を

「				
	千鳥岸壁 (2)		-5.5	
			3	
」				

に改め、同表湊港の項中

「				
	外港岸壁 (3)		-5.5	
			2	
」				

を

「				
	外港岸壁 (3)		-5.5	
	旧港湾物揚場 (1)		-2	
	旧港湾物揚場 (2)		-3	
			2	
			1	
」				

に改め、同表室津港の項を削り、同表津居山港の項中

「				
	-5.5		1.5	
」				

を

「				
	-5.5		1	
」				

に、

「				
	小島物揚場		-3	
			1.5	
」				

を

「				
	小島物揚場 (1)		-3	
	小島物揚場 (2)		-3	
			1	
			1	
」				

に改め、同表柴山港の項中

「				
	沖浦物揚場 (11)		-3	
			2	
」				

を

「				
	沖浦物揚場 (11)		-3	
	沖浦物揚場 (12)		-2	
	沖浦岸壁		-4.5	
			2	
			2	
」				

に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。